

2019

京都の

ゼロ災 京都

労働災害の現状



—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

令和元年 5 月

は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しました。

京都府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回り、また休業4日以上之死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年は6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成20年以降は2,500人前後で推移しています。

平成30年の休業4日以上之死傷者数は2,478人、死亡者数は9人となり、前年と比べ死亡者数は12人減少したものの、死傷者数は2.0%増加しました。

一方、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、平成26年以降増加が続いており、平成30年は57.01%（対前年比1.36%増）でした。京都府内の有所見率は、平成28年以降全国平均をも上回っており、労働者の高年齢化等に伴い今後も予断を許さない状況となっています。

全国で取り組んでいる第13次労働災害防止計画の目指す社会は、「働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会」であり、その実現のためには日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要であると掲げています。

京都労働局においては、平成30年度に策定した「第13次労働災害防止推進計画（平成30年度から令和4年度までの5年間）」に基づき、

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組の6点を重点施策として、引き続き労働災害防止対策を推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去 61 年（昭和 33 年～平成 30 年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成 21 年～平成 30 年）	4～5
3	平成 30 年労働災害発生状況（休業 4 日以上之死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別（対前年比較）	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去 61 年（昭和 33 年～平成 30 年）	11
5	平成 30 年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	平成 30 年死亡災害一覧	13

健康確保関係

7	平成 30 年定期健康診断実施状況（業種別）	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（%）等の推移（過去 20 年）	15
8-2	業種別有所見率（平成 30 年）	16
8-3	健診項目別有所見率（平成 30 年全産業）	16
9	平成 30 年特殊健康診断実施状況（対象業務別）	17
10	平成 30 年指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	18

参考資料

11	京都労働局第 13 次労働災害防止推進計画	19～20
12	治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要	21
	治療を続けながら働く人を応援する事業者の皆様へ	22～23
	病気になっても働きたい皆様へ	24～25
13	化学物質に係るラベル表示、SDS の交付、リスクアセスメントの対象物質の拡大	26
14	改正安衛法に基づくストレスチェック制度とは？ 平成 27 年 12 月 1 日施行	27
15	「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	28
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	29
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	30
18	STOP! 転倒災害プロジェクト（改善事例募集中）	31

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成21年～平成25年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	21年	22年	23年	24年	25年
全 産 業	2,362^{②③}	2,324^{②④}	2,570^{①⑧}	2,469^{①①}	2,488^{①⑥}
製 造 業	502^③	481^⑤	524^④	477	480^③
食 料 品 製 造 業	136	179	160 ^①	154	163
繊維工業・繊維製品製造業	33	19	13	18	17
木材・木製品・家具等製造業	23 ^①	20	29	23	26
パルプ・紙・印刷・製本業	39	26 ^①	46 ^①	40	38
化 学 工 業	16	11 ^①	28	23	18
窯業土石製品製造業	36	22 ^①	21	22	21
鉄鋼・非鉄金属製造業	13	19	26	14	14 ^①
金属製品製造業	70 ^①	66 ^①	67 ^①	63	65 ^①
一般機械器具製造業	31	35 ^①	51 ^①	33	36 ^①
電気機械器具製造業	34	30	21	24	17
輸送用機械等製造業	17 ^①	8	17	11	13
電気・ガス・水道業	3	1	3	6	2
その他の製造業	51	45	42	46	50
鉱 業	2^①	1	3	3	7
建 設 業	325^⑦	328^⑦	351^④	358^④	341^④
土 木 工 事 業	79 ^①	54 ^①	67	85 ^③	60 ^②
建 築 工 事 業	184 ^②	218 ^②	227 ^③	225	239 ^②
木造家屋等建築工事業	80	89	72 ^①	80	92
その他の建設業	62 ^④	56 ^④	57 ^①	48 ^①	42
運 輸 業	323^③	325^③	386^②	313^②	369^②
鉄道等・道路旅客運送業	94 ^①	117	131	91 ^①	121 ^①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	225 ^②	206 ^③	254 ^②	219 ^①	246 ^①
その他の運輸交通・港湾運送業	4	2	1	3	2
農林・畜産・水産業	101^③	107^②	100	107^①	92^①
林 業	51 ^②	48 ^①	53	60 ^①	40 ^①
商 業	326^③	335^③	375^③	363^①	361^①
小 売 業	249 ^①	272 ^③	274 ^②	271 ^①	264 ^①
金 融 ・ 広 告 業	28	35	48	35	29
保 健 衛 生 業	258^①	219	251	277^①	320
社 会 福 祉 施 設	170	143	180	195 ^①	238
接 客 娯 楽 業	167	178	215	194^①	175^①
旅 館 業	42	44	51	41	35
飲 食 店	96	112	125	121	110 ^①
ゴルフ場の事業	15	9	20	15 ^①	14
清 掃 ・ と 畜 業	125	109	120^①	151	125^②
ビルメンテナンス業	74	66	71	82	78 ^①
産業廃棄物処理業	15	20	23 ^①	33	26 ^①
そ の 他	205^②	206	197^④	191^①	189^②
警 備 業	30	42	39 ^②	28 ^①	33 ^①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成26年～平成30年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	26年	27年	28年	29年	30年
全 産 業	2,325^⑱	2,468^⑳	2,296^㉑	2,430^㉒	2,478^㉓
製 造 業	423^②	466^②	435	483^③	458^①
食 料 品 製 造 業	132	132 ^①	143	151	153
繊維工業・繊維製品製造業	18	22	15	26 ^①	15
木材・木製品・家具等製造業	25	22 ^①	19	27	18
パルプ・紙・印刷・製本業	47	31	29	39	26
化 学 工 業	14	30	20	24	29
窯業土石製品製造業	14	18	18	16 ^②	13
鉄鋼・非鉄金属製造業	13	19	15	9	11
金属製品製造業	63 ^①	63	54	63	46
一般機械器具製造業	34	47	23	37	45
電気機械器具製造業	14	21	30	27	28
輸送用機械等製造業	8 ^①	16	13	18	21 ^①
電気・ガス・水道業	6	5	4	0	2
その他の製造業	35	40	52	46	51
鉱 業	6	5^②	3	8	2
建 設 業	353^③	308^⑦	271^②	304^⑩	296^③
土 木 工 事 業	68 ^①	69 ^②	47 ^①	67 ^③	50 ^①
建 築 工 事 業	233 ^①	204 ^⑤	170 ^①	187 ^⑥	202 ^②
木造家屋等建築工事業	73	57 ^①	57	45	57
その他の建設業	52 ^①	35	54	50 ^①	44
運 輸 業	405^⑤	426^⑤	410^①	412^④	430^①
鉄道等・道路旅客運送業	134	141 ^③	156	135 ^①	129
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	269 ^⑤	283 ^②	252 ^①	275 ^③	300 ^①
その他の運輸交通・港湾運送業	2	2	2	2	1
農林・畜産・水産業	81^①	75^①	73^③	65	77
林 業	38 ^①	37 ^①	36 ^①	26	30
商 業	345^⑤	339^③	336^①	331^②	363^④
小 売 業	271 ^②	259 ^③	232 ^①	257 ^②	248 ^①
金 融 ・ 広 告 業	21	28	22	22	23
保 健 衛 生 業	243	294	276	272	288
社 会 福 祉 施 設	179	225	216	211	214
接 客 娯 楽 業	169	206	176^①	187	223
旅 館 業	32	48	37	42	43
飲 食 店	108	123	117 ^①	118	136
ゴルフ場の事業	12	12	14	9	15
清 掃 ・ と 畜 業	114^①	129	126	153^①	121
ビルメンテナンス業	57	71	53	72 ^①	55
産業廃棄物処理業	26	22	35	30	30
そ の 他	165^①	192	168	193^①	197
警 備 業	30	40	31	28 ^①	32

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 平成30年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業 4 日以上 の 死 傷 災 害				死 亡 災 害		
		30 年	29 年	対前年 増 減	増減率 (%)	30 年	29 年	対前年 増 減
全 産 業		2,478	2,430	48	2.0	9	21	-12
製 造 業		458	483	-25	-5.2	1	3	-2
食 料 品 製 造 業		153	151	2	1.3			
繊 維 工 業 ・ 繊 維 製 品 製 造 業		15	26	-11	-42.3		1	-1
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業		18	27	-9	-33.3			
パ ル プ ・ 紙 ・ 印 刷 ・ 製 本 業		26	39	-13	-33.3			
化 学 工 業		29	24	5	20.8			
窯 業 土 石 製 品 製 造 業		13	16	-3	-18.8		2	-2
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		11	9	2	22.2			
金 属 製 品 製 造 業		46	63	-17	-27.0			
一 般 機 械 器 具 製 造 業		45	37	8	21.6			
電 気 機 械 器 具 製 造 業		28	27	1	3.7			
輸 送 用 機 械 等 製 造 業		21	18	3	16.7	1		1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		2	0	2	—			
そ の 他 の 製 造 業		51	46	5	10.9			
鉱 業		2	8	-6	-75.0			
建 設 業		296	304	-8	-2.6	3	10	-7
土 木 工 事 業		50	67	-17	-25.4	1	3	-2
建 築 工 事 業		202	187	15	8.0	2	6	-4
木 造 家 屋 等 建 築 工 事 業		57	45	12	26.7			
そ の 他 の 建 設 業		44	50	-6	-12.0		1	-1
運 輸 業		430	412	18	4.4	1	4	-3
鉄 道 等 ・ 道 路 旅 客 運 送 業		129	135	-6	-4.4		1	-1
道 路 貨 物 運 送 ・ 陸 上 貨 物 取 扱 業		300	275	25	9.1	1	3	-2
そ の 他 の 運 輸 交 通 ・ 港 湾 運 送 業		1	2	-1	-50.0			
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業		77	65	12	18.5			
林 業		30	26	4	15.4			
商 業		363	331	32	9.7	4	2	2
小 売 業		248	257	-9	-3.5	1	2	-1
金 融 ・ 広 告 業		23	22	1	4.5			
保 健 衛 生 業		288	272	16	5.9			
社 会 福 祉 施 設		214	211	3	1.4			
接 客 娯 楽 業		223	187	36	19.3			
旅 館 業		43	42	1	2.4			
飲 食 店		136	118	18	15.3			
ゴ ル フ 場 の 事 業		15	9	6	66.7			
清 掃 ・ と 畜 業		121	153	-32	-20.9		1	-1
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業		55	72	-17	-23.6		1	-1
産 業 廃 棄 物 処 理 業		30	30	0	—			
そ の 他		197	193	4	2.1		1	-1
警 備 業		32	28	4	14.3		1	-1

資料：休業 4 日以上 の 死 傷 者 数 は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 平成30年

労働災害発生状況

業種別・起因物別

業種	起因物		動力機械			物上げ装置・運搬機械			その他の装置等				構築物・建築物等	物質・材料	荷	環境等	その他	合計						
	原動機	動力伝導機構	動力機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材加工機械等	クレーン等	動力運搬機械	乗物	圧力容器	化学設備							溶接装置	炉・釜等	電気設備	工具	設置・他設備	
全産業	1	47	24	35	105	1	31	216	233	7	2	4	7	193	223	76	735	22	101	154	110	158	2,478	
製造業	1	15	2	25	64		7	39	7	1	3	1	3	35	50	21	99	6	26	36	7	13	458	
食料品製造業																								
繊維製品製造業																								
織物・繊維製品製造業																								
木材・木製品・家具等製造業																								
パルプ・紙・印刷・製本業																								
化学工業																								
窯業・土石製品製造業																								
鉄鋼・非鉄金属製造業																								
金属製品製造業																								
一般機械器具製造業																								
電気機械器具製造業																								
輸送用機械製造業																								
電気・力・水道業																								
その他の製造業																								
鉱業																								
建設業																								
土木工事業																								
建築工事業																								
木造家屋等建築工事業																								
その他の建設業																								
運輸業																								
鉄道等・道路旅客運送業																								
道路貨物運送・陸上貨物取扱業																								
その他の運輸交通・港湾運送業																								
農林・畜産・水産業																								
農林業																								
小売業																								
金融・広告業																								
保健衛生業																								
社会福祉施設																								
接客娯楽業																								
旅館																								
飲食店																								
ゴルフ場の事業																								
清掃・と畜業																								
ビルメンテナンス業																								
産業廃棄物処理業																								
その他																								
警備業																								

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

業種別・事故の型別

労働災害発生状況

3-3 平成30年

業種	事故の型	墜落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	と有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通) (道路)	(交通) (その他)	無理な反動	その他	合計
全産業		478②	492	129	114	44①	85	274③	178	6	63	7	205③	393	2			205③	8	393		2,478⑨	
製造業		67	102	19	21	7	12	116①	39		15	5	5	50				5		50		458①	
食料品製造業		22	48	3	4	1	5	34	14		9	1		11				1		11		153	
繊維工業・繊維製品製造業		2	6				1	3			1			2						2		15	
木材・木製品・家具等製造業		1	3					3	9					2						2		18	
パルプ・紙・印刷・製本業		2	1		1		1	17	1					3				1		3		26	
化学工業		7	5	4				8	1					3						3		29	
窯業・土石製品製造業		1	4	2				4	1					1						1		13	
鉄鋼・非鉄金属製造業		2		1	1			3			2			2								11	
金属製品製造業		5	6	2	7	2	2	13	5		1			3				1		3		46	
一般機械器具製造業		5	2	2	5	2	2	13	1		1			11				1		11		45	
電気機械器具製造業		7	6	2	2			5	2					5				1		5		28	
電気用機械等製造業		5	1	1	1		1	5①	2		1			4						4		21①	
電気・ガス・水道業			1						1		1			6				1		6		2	
その他の製造業		8	19	4		2		8	2		1			1						1		51	
建設業								1														2	
建設業		109②	14	11	27	9①	18	30	35	5	6	1	7	23				7		23		296③	
土木工事業		9	3	2	5	5①	6	9	4		2			5						5		50①	
建築工事業		85②	11	8	21	4	8	11	27	4	4			14				5		14		202②	
木造家屋等建築工事業		27	2	1	4	2	2	2	9	1				6				1		6		57	
その他の建設業		15		1	1		4	10	4	1				4				2		4		44	
運輸業		108	67	30	16	9	6	48①	6		6		6	75				58		75		430①	
鉄道等・道路旅客運送業		18	29	7	2			3	1					24				44		24		129	
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		90	38	23	14	9	6	45①	5		6		6	51				13		51		300①	
その他の運輸交通・港湾運送業																		1				1	
農林・畜産・水産業		14	7	4	11	2	7	11	13					8						8		77	
林業		4	2		7	2	4	3	7					1								30	
商業		60	94	21	15	9	16	21①	26		4		4	56				40③		56		363④	
小売業		32	76	12	12	5	7	13	21		4		4	39				26①		39		248①	
金融・広告業		6	5				1	1						1				9		1		23	
保健衛生業		23	76	17	3	1	10	7	9		4	1	4	97				38		97		288	
社会福祉施設		17	52	15	1	1	7	6	7		3	1	3	71				31		71		214	
接客娯楽業		33	48	15	10	1	8	13	40		22		22	20				11		20		223	
旅館		7	16	5	2	1	1	2	3		1		1	3				2		3		43	
飲食店		16	22	6	4		2	6	37		20		20	12				9		12		136	
ゴルフ場の事業		3	6	2	2			1						1						1		15	
清掃・と畜業		26	35	6	4	3	4	12	4	1	3		3	18				5		18		121	
ビルメンテナンス業		9	26	5	1	2		4					1	7				1		7		55	
産業廃棄物処理業		10	6		2		2	6						2				2		2		30	
その他		32	44	6	7	3	3	14	6		3		3	44				32		44		197	
警備業		3	9	1	1	1	1	3	3		2		2	9				3		9		32	

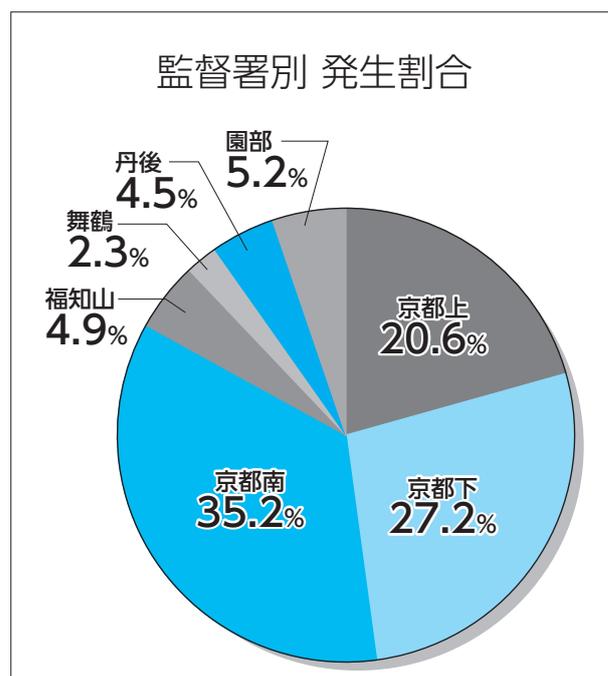
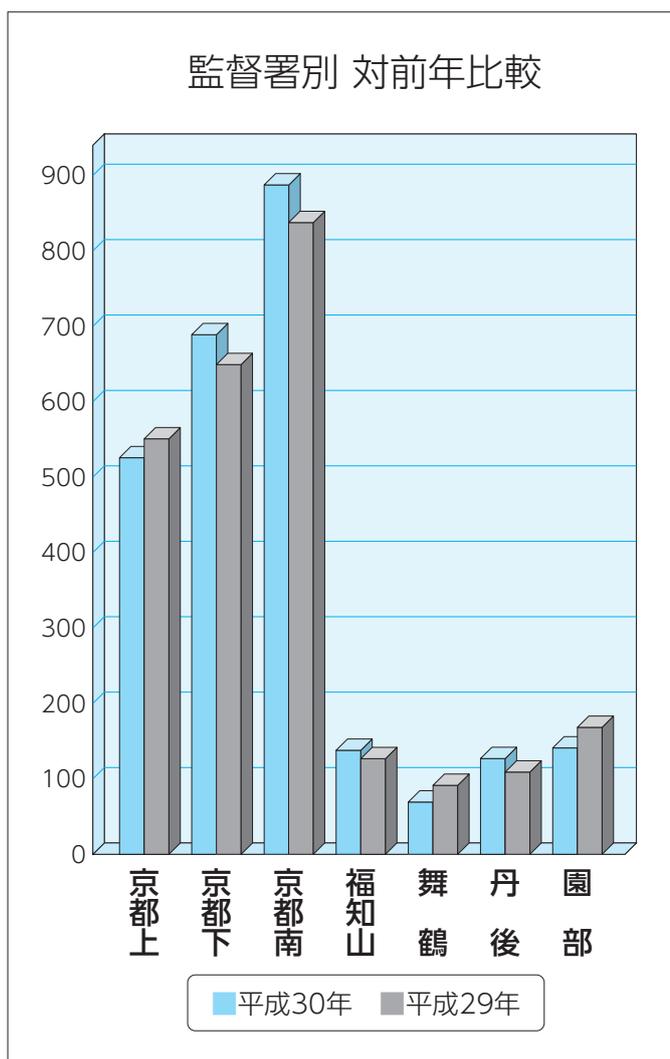
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死者数。○数字は死亡災害報告による死者数。

3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	平成30年		平成29年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
京都労働局	2,478^⑨	100.0%	2,430^⑳	100.0%	48^㉑	2.0%
京 都 上	511 ^③	20.6%	538 ^①	22.1%	-27 ^②	-5.0%
京 都 下	675 ^②	27.2%	635 ^⑧	26.1%	40 ^⑥	6.3%
京 都 南	872 ^③	35.2%	822 ^⑤	33.8%	50 ^②	6.1%
福 知 山	122	4.9%	111 ^②	4.6%	11 ^②	9.9%
舞 鶴	57 ^①	2.3%	78 ^②	3.2%	-21 ^①	-26.9%
丹 後	112	4.5%	94 ^②	3.9%	18 ^②	19.1%
園 部	129	5.2%	152 ^①	6.3%	-23 ^①	-15.1%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種 \ 規模	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	合計
全 産 業	532⑤	598④	350	355	437	206	2,478⑨
製 造 業	72①	96	54	69	106	61	458①
鉱 業		2					2
建 設 業	213③	59	14	8	1	1	296③
運 輸 業	20	85①	90	94	106	35	430①
農林・畜産・水産業	45	23	8	1			77
商 業	75①	98③	52	49	67	22	363④
金 融・広 告 業	3	9	3	1	2	5	23
保 健 衛 生 業	35	69	45	45	54	40	288
接 客 娯 楽 業	29	76	47	47	16	8	223
清 掃・と 畜 業	16	43	12	14	30	6	121
そ の 他	24	38	25	27	55	28	197

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

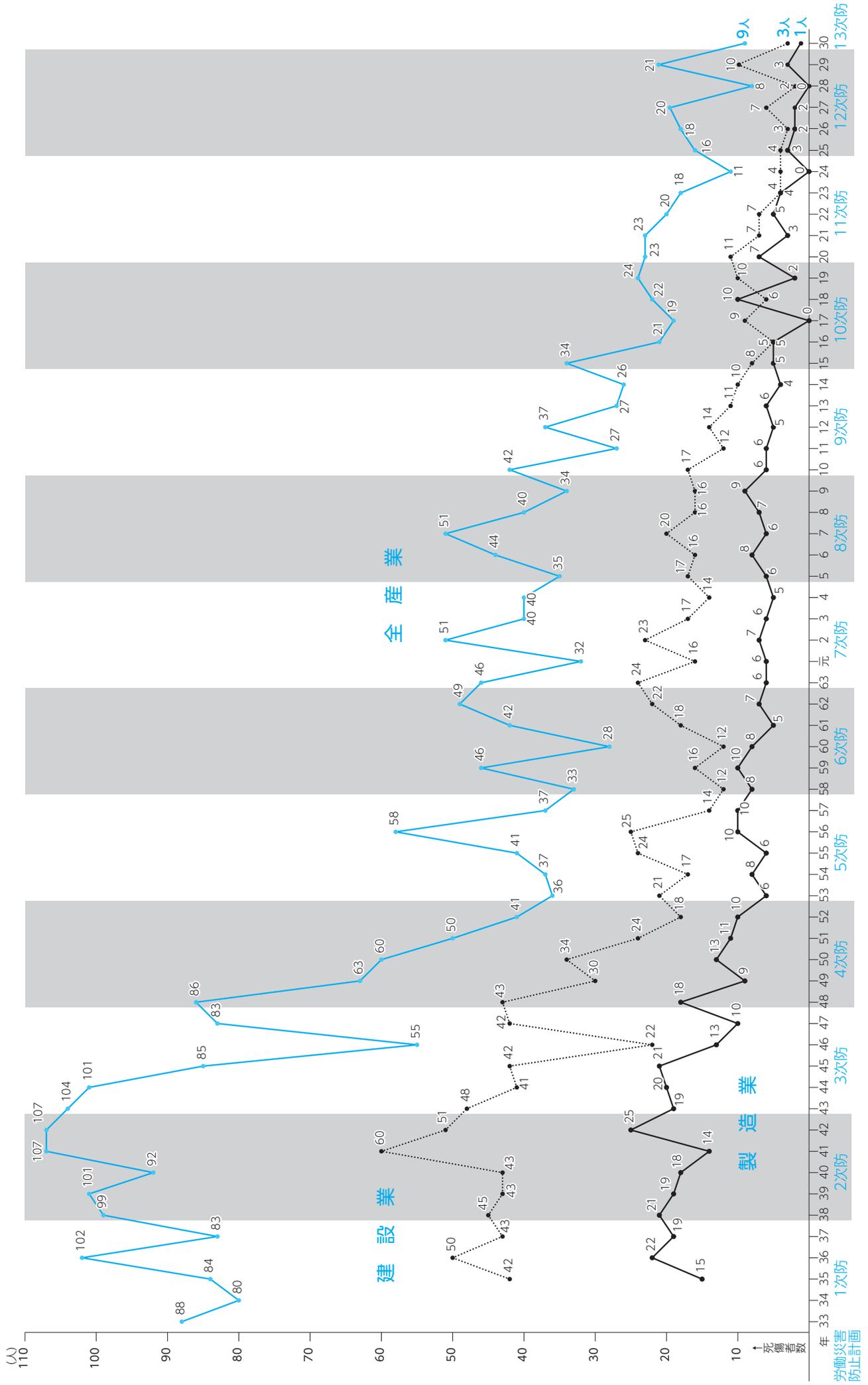
3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種 \ 年齢	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
全 産 業	56①	322	351①	550	593	606⑦	2,478⑨
製 造 業	5	54	73①	119	121	86	458①
鉱 業			1		1		2
建 設 業	8①	40	56	61	68	63②	296③
運 輸 業	2	51	62	112	112	91①	430①
農林・畜産・水産業	1	18	12	24	13	9	77
商 業	12	37	46	62	92	114④	363④
金 融・広 告 業		6	1	4	5	7	23
保 健 衛 生 業		31	32	65	78	82	288
接 客 娯 楽 業	26	53	30	32	35	47	223
清 掃・と 畜 業	1	6	10	25	25	54	121
そ の 他	1	26	28	46	43	53	197

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

4 死亡災害の推移 1次防から過去61年（昭和33年～平成30年）



5-1 平成30年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

業 種	動力機械							物上げ装置・運搬機械			その他の装置等							仮設物・建築物・構築物等	物質・材料 危険物・有害物等	環境 その他	合計	
	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	人力機械工具等	用具					その他の装置・設備
全産業								4	1									3			1	9
製造業								1														1
鉱業																						
建設業																		3				3
運輸業								1														1
農林・畜産・水産業																						
商業								2	1												1	4
接客娯楽業																						
清掃・と畜業																						
その他																						
29年				2	1			1	7	2								2	2		4	21
28年								1	2	1								3			1	8
27年				1					2	4						1		5	1		4	20

資料：死亡災害報告

5-2 平成30年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

業 種	事故の型	転墜	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	はさまれ	こ切すれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物	感電	爆発	破裂	火災	(交通事 道事故)	(その他 交通事 故)	無理な動作	動作の反動	その他	合計	29年	28年	27年
		全産業		3				1		2													3				9	21
製造業		1																							1	3		2
鉱業																												2
建設業		2				1																			3	10	2	7
運輸業								1																	1	4	1	5
農林・畜産・水産業																											3	1
商業								1													3				4	2	1	3
接客娯楽業																											1	
清掃・と畜業																										1		
その他																										1		
29年		4			2	3	3	2				1									6				21			
28年		2				1		2				1									2				8			
27年		6				2	4					1									5			2	20			

資料：死亡災害報告

6 平成30年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生月時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	2月 11時	建設業 (その他の建築工事業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (足場)	墜落、転落	女10代 1～9人	足場上(高さ15.3m)で外壁改修工事のための足場部材を手渡しにより荷揚げ作業中、足場用墜落防止設備を外していた足場開口部から地面に墜落した。
2	4月 3時	商業 (新聞販売業)	環境等 (その他)	交通事故 (道路)	男60代 10～29人	原動機付き自転車で新聞配達中、路上に飛び出してきた鹿に激突され、転倒した。
3	4月 8時	製造業 (輸送用機械器具製造業)	動力運搬機 (コンベア)	はさまれ、 巻き込まれ	男30代 1～9人	工場内で、配材・取付作業中、運転中のローラーコンベアを横断し、同機械床部と地面との間にはさまれた。
4	6月 2時	建設業 (橋梁建設工事業)	仮設物、建築物、 構築物等 (足場)	崩壊、倒壊	男60代 1～9人	トローリー台車上に組み立てた足場から降りる途中、足を滑らせ、その反動で足場が転倒し、その下敷きになった。
5	6月 17時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業)	仮設物、建築物、 構築物等 (屋根)	墜落、転落	男80代 1～9人	共同住宅の屋根塗替工事現場において塗装作業中、屋根の南側端部から墜落(高さ6.05m)した。
6	7月 6時	商業 (その他の卸売業)	乗物 (バイク)	交通事故 (道路)	男60代 1～9人	立体駐車場において、バイクで走行中、他社の車両と衝突した。
7	8月 5時	商業 (その他の卸売業)	動力運搬機 (その他)	交通事故 (道路)	男70代 10～29人	公道上を商品運搬車で走行中、運搬車から振り落とされた。
8	9月 9時	商業 (その他の卸売業)	動力運搬機 (トラック)	はさまれ、 巻き込まれ	男60代 10～29人	破砕された段ボールの積み込み作業中、圧縮式ごみ収集車のホッパー内のプレスプレートにはさまれた。(出張作業、発生場所は兵庫県内)
9	11月 7時	運輸交通業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (フォークリフト)	はさまれ、 巻き込まれ	男60代 10～29人	トラックの荷台からフォークリフトを荷降ろしするため、スロープを組み立て中、フォークリフト1台が逸走し、はさまれた。(出張作業、発生場所は大阪府内)

全産業 9

【製造業 1 鉱業 0 建設業 3 運輸業 1 農林業 0 商業 4 その他 0】

7 平成30年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全産業		2,629	292,543	166,790	57.01	55.51
製造業		651	78,601	44,065	56.06	54.13
食品製造		128	14,679	8,371	57.03	56.23
繊維工業		11	925	500	54.05	56.44
衣服・繊維		5	433	307	70.90	58.44
木材・木製		3	402	243	60.45	59.08
家具・装備		1	57	43	75.44	55.54
パルプ等		13	1,106	574	51.90	58.99
印刷・製本		38	4,320	2,223	51.46	56.13
化学工業		69	6,683	3,713	55.56	53.63
窯業・土石		18	2,076	1,260	60.69	58.48
鉄鋼業		5	327	205	62.69	50.66
非鉄金属		10	730	461	63.15	55.35
金属製品		47	3,722	2,054	55.19	57.62
一般機器		97	13,188	6,958	52.76	53.66
電気機器		104	16,923	9,628	56.89	54.49
輸送機器		32	6,399	3,318	51.85	47.34
電気・ガス		14	2,446	1,770	72.36	66.10
他の製造		56	4,185	2,437	58.23	56.28
鉱業		2	72	58	80.56	70.85
建設業		43	3,293	2,108	64.01	62.98
土木工事		6	548	404	73.72	69.71
建築工事		22	1,528	883	57.79	61.42
他の建設		15	1,217	821	67.46	61.22
運輸交通業		217	21,717	14,900	68.61	63.27
鉄道等		31	3,757	1,801	47.94	43.68
道路旅客		93	11,442	8,771	76.66	73.22
道路貨物		92	6,439	4,270	66.31	63.41
他の運輸		1	79	58	73.42	50.59
貨物取扱業		20	1,213	749	61.75	58.78
陸上貨物		19	1,180	725	61.44	58.28
港湾運送		1	33	24	72.73	60.83
農林業		1	22	8	36.36	67.30
畜産・水産業						60.33
商業		481	35,136	20,077	57.14	57.11
金融・広告業		65	10,577	5,896	55.74	52.93
映画・演劇業		6	163	78	47.85	54.77
通信業		31	5,062	2,782	54.96	57.99
教育・研究業		159	28,846	15,942	55.27	55.00
保健衛生業		461	62,357	33,287	53.38	51.16
接客娯楽業		136	7,251	3,659	50.46	53.53
清掃・と畜業		75	5,801	4,289	73.94	68.67
官公署		3	145	81	55.86	62.31
他の事業		278	32,287	18,811	58.26	56.17

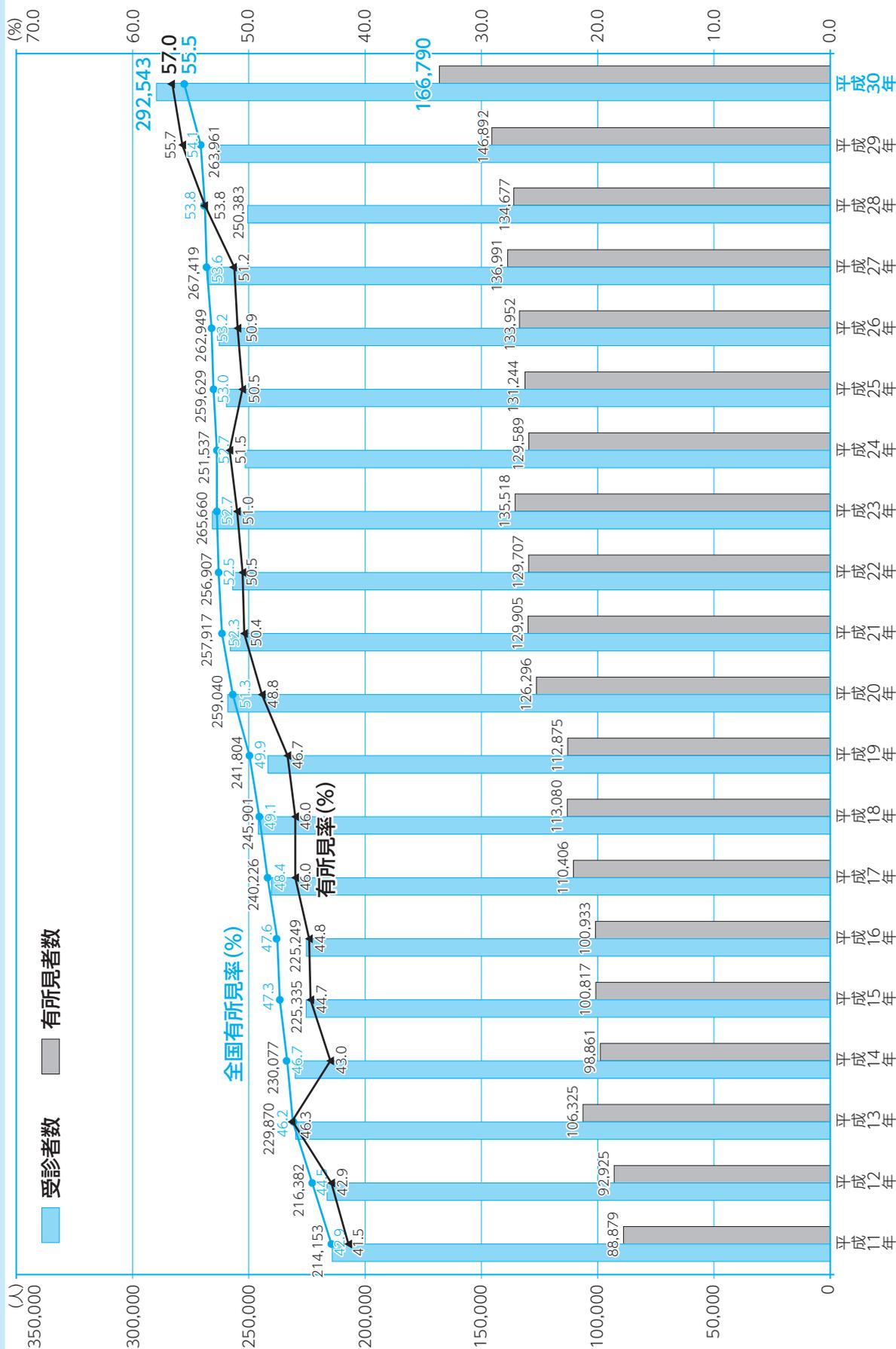
資料：定期健康診断結果報告

- (注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
 2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。
 3 「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。
 4 全国有所見率は未確定値。

8 定期健康診断の実施状況

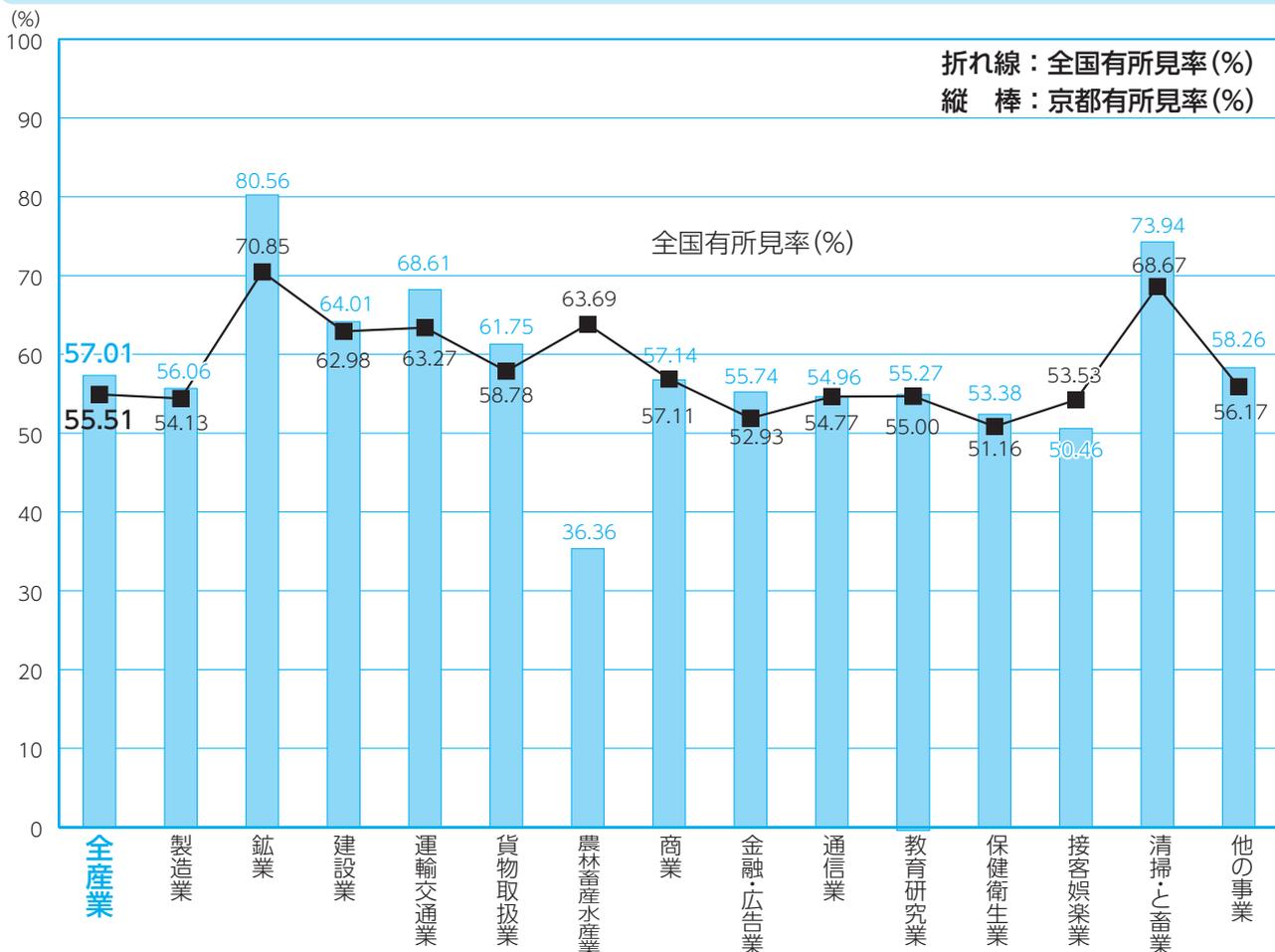
平成30年の定期健康診断の有所見率は57.01%で、前年比較で1.36%増加し、全国有所見率を1.50%上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



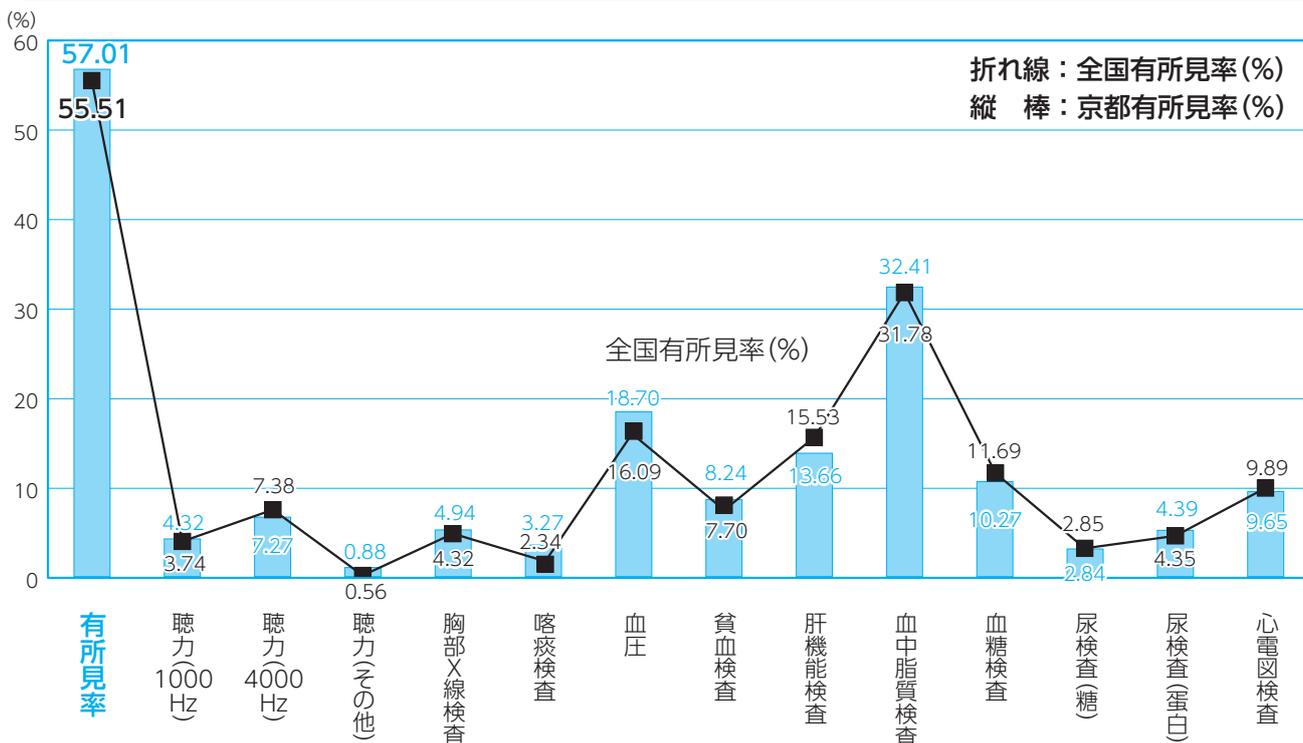
資料：定期健康診断結果報告

8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (平成30年)



資料：定期健康診断結果報告（全国有所見率は未確定値）

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (平成30年全産業)



資料：定期健康診断結果報告（全国有所見率は未確定値）

9 平成30年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		2,013	44,168	2,517	5.70	4.62
有機溶剤		848	14,894	1,242	8.34	6.30
鉛		106	2,075	33	1.59	1.91
四アルキル鉛		0	0	0	0.00	0.00
電離放射線		330	9,213	994	10.79	9.12
除染電離放射線		0	0	0	0.00	7.78
高気圧		2	34	20	58.82	5.03
特定化学物質		640	16,830	225	1.34	1.74
ベンジジン		0	0	0	0.00	11.63
四-アミノジフェニル		0	0	0	0.00	0.00
ベンゼン含有ゴムのり		0	0	0	0.00	0.00
ジクロロベンジジン		3	5	0	0.00	2.67
アルファ-ナフチルアミン		1	1	0	0.00	0.90
塩素化ビフェニル		10	95	0	0.00	1.59
オルト-トリジン		2	4	0	0.00	4.23
ジアニジン		1	2	0	0.00	0.51
ベリリウム		12	67	0	0.00	1.35
アクリルアミド		31	173	1	0.58	1.33
アクリロニトリル		12	56	0	0.00	1.09
アルキル水銀化合物		2	13	0	0.00	0.65
エチレンジイミン		4	12	0	0.00	0.46
塩化ビニル		4	5	0	0.00	3.45
塩素		19	423	0	0.00	0.61
オーラミン		0	0	0	0.00	3.55
カドミウム		9	73	2	2.74	1.60
クロム酸		66	538	1	0.19	1.09
クロロメチルメチルエーテル		2	4	0	0.00	0.09
五酸化バナジウム		5	111	51	45.95	3.70
コaltar		8	225	2	0.89	0.56
シアン化カリウム		25	287	0	0.00	1.13
シアン化水素		5	92	0	0.00	1.31
シアン化ナトリウム		16	173	0	0.00	1.15
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		9	125	3	2.40	3.23
臭化メチル		4	38	0	0.00	0.91
重クロム酸		27	252	4	1.59	1.68
水銀		24	102	6	5.88	2.34
トリレンジイソシアネート		12	143	0	0.00	0.97
ニッケルカルボニル		1	1	0	0.00	0.40
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		0	0	0	0.00	0.75
パラ-ニトロクロロベンゼン		1	1	0	0.00	1.64
弗化水素		66	1,059	0	0.00	0.66
ベータ-プロピオラクトン		0	0	0	0.00	0.87
ベンゼン		40	201	11	5.47	1.83
ペンタクロロフェノール		1	36	0	0.00	0.00
マゼンタ		2	7	0	0.00	2.61
マンガン		64	1,154	12	1.04	0.76
沃化メチル		4	8	0	0.00	0.30
硫化水素		11	42	0	0.00	0.26
硫酸ジメチル		7	30	0	0.00	1.29
ニッケル化合物		58	1,130	7	0.62	0.56
砒素		27	327	0	0.00	0.62
酸化プロピレン		5	73	0	0.00	0.39
1,1'-ジメチルヒドラジン		1	1	0	0.00	0.00
インジウム及びその化合物		43	416	5	1.20	1.47
エチルベンゼン		293	2,011	13	0.65	0.83
コバルト及びその無機化合物		90	1,536	2	0.13	0.42
1,2-ジクロロプロパン		2	4	0	0.00	8.18
クロロホルム		74	1,039	40	3.85	5.46
四塩化炭素		19	112	2	1.79	4.41
1,4-ジオキサソ		36	215	8	3.72	5.20
1,2-ジクロロエタン		24	129	9	6.98	4.52
ジクロロメタン		99	1,304	16	1.23	6.69
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト		0	0	0	0.00	3.51
スチレン		94	628	8	1.27	2.35
1,1'-2,2'-テトラクロロエタン		4	42	0	0.00	5.93
テトラクロロエチレン		19	59	1	1.69	7.72
トリクロロエチレン		25	127	14	11.02	7.07
メチルイソブチルケトン		142	1,208	6	0.50	1.71
ナフタレン		30	168	1	0.60	1.62
リフラクトリーセラミックファイバー		27	610	0	0.00	0.98
オルト-トリイジン		4	19	0	0.00	1.03
三酸化ニアンチモン		20	103	0	0.00	0.57
石綿(アスベスト)		87	1,122	3	0.27	1.53

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 平成30年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	350	20,436	1,511	7.39	8.81
紫外線・赤外線	43	905	3	0.33	2.24
騒音作業	133	5,502	279	5.07	12.94
マンガン等	1	16	1	6.25	2.42
黄りん	1	1	0	0.00	0.05
有機りん剤	1	3	0	0.00	1.89
亜硫酸ガス	3	22	0	0.00	2.00
二硫化炭素	1	2	0	0.00	11.11
ベンゼンのニトロアミド化合物	1	3	0	0.00	34.38
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	1	2	0	0.00	9.05
砒素又はその化合物 (特化則適用以外のもの)	1	70	3	4.29	0.95
よう素	2	9	0	0.00	3.95
超音波溶着機	0	0	0	0.00	5.41
メチレンジフェニルイソ シアネート	3	24	0	0.00	1.38
クロルプロマジン等	1	19	0	0.00	0.00
地下駐車場	0	0	0	0.00	14.24
チェーンソー	2	30	17	56.67	11.00
チェーンソー以外 (振動)	9	400	20	5.00	5.35
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	131	6,527	743	11.38	18.81
引金付工具(頸肩腕)	7	395	6	1.52	4.23
VDT作業	74	5,642	435	7.71	6.49
レーザー機器	42	864	4	0.46	3.30

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

11 京都労働局第13次労働災害防止推進計画

～労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて～

計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とする働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画期間

2018年度から2022年度までの5か年

労働災害の現状（12次防までの取組状況）

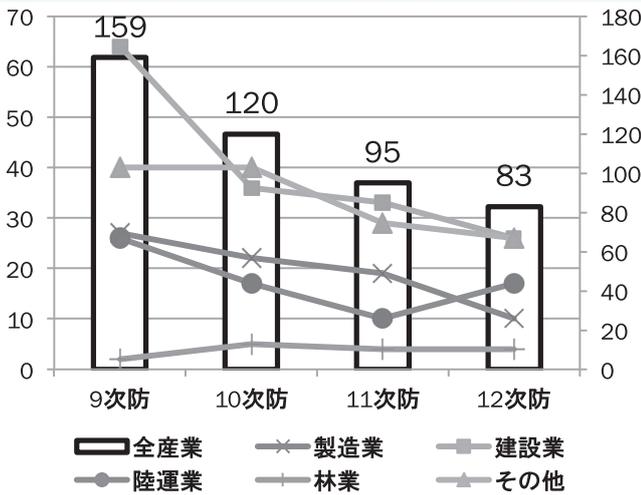


図1 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移

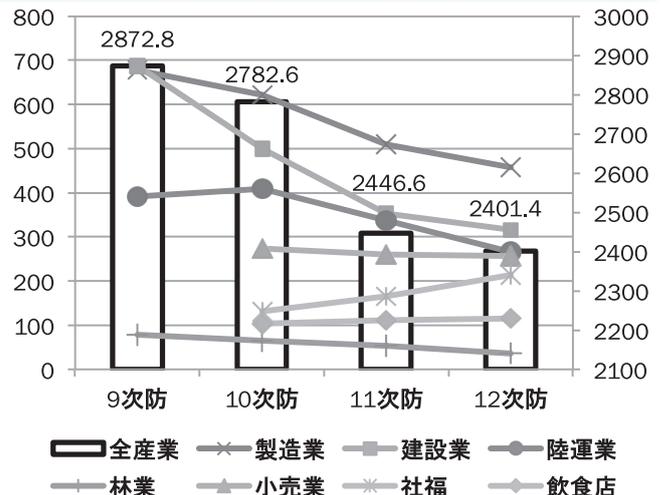


図2 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移 (期間中の平均値)

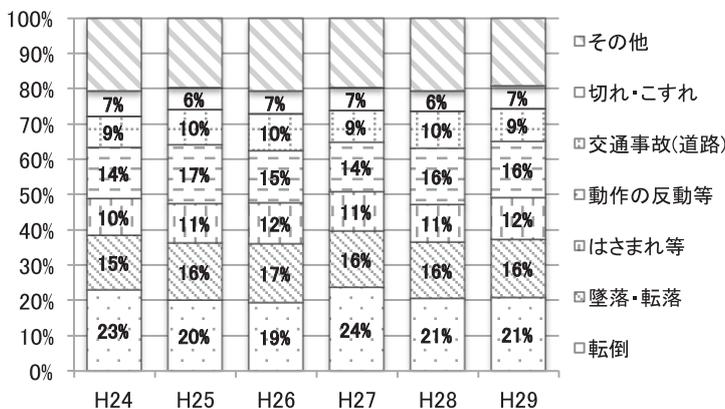


図3 年別・事故の型別死傷災害発生比率

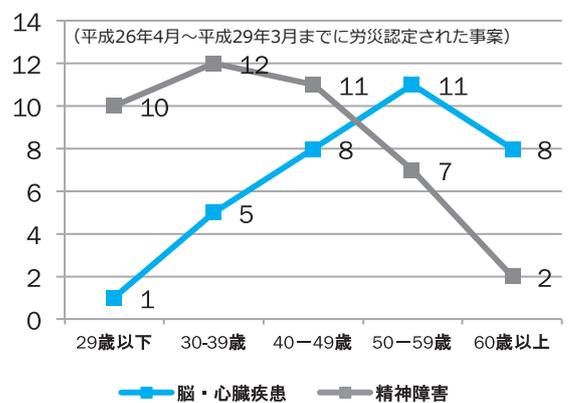
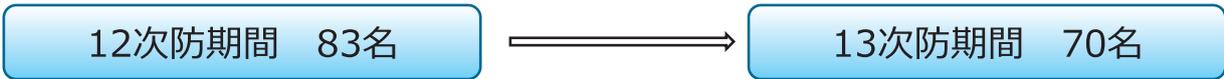


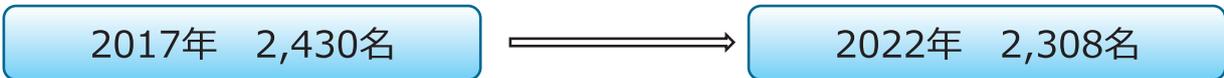
図4 脳・心臓疾患、精神障害発症時の年齢階級別の事案数

計画の目標

- 12次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。



- 2017年と比較して、2022年までに休業4日以上¹の死傷者数を5%以上減少させる。



- 重点とする業種の目標

表2 業種別目標（死傷災害）

表1 業種別目標（死亡災害）

	12次防期間		13次防期間
建設業	26名	⇒	22名
製造業	10名	⇒	8名
林業	4名	⇒	3名

	2017年		2022年
陸上貨物運送事業	267名	⇒	減少させる
小売業	248名	⇒	減少させる
社会福祉施設	204名	⇒	減少させる
飲食店	113名	⇒	減少させる

- 上記以外の目標については、以下のとおりとする。

- ①メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者50人以上の事業場の割合を90%以上（ストレスチェックに取り組んでいる事業場83.9%：2017集計）とする。
- ②保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。
- ③本推進計画期間の職場での熱中症による死傷者数を12次防期間と比較して、減少させる。

計画の重点事項

- 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ① 建設業における墜落・転落災害等の防止
- ② 製造業における施設、設備機械等に起因する災害等の防止
- ③ 林業における伐木等作業の安全対策

- 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ① 労働者の健康確保対策の強化（健康確保措置の推進・産業保健機能の強化）
- ② 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ③ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ④ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進
- ⑤ 副業・兼業、テレワークへの対応
- ⑥ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

- 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ① 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応（第三次産業・陸運業・転倒災害・腰痛・熱中症・交通労働災害・見える化）
- ② 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止
- ③ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応
- ④ 技術革新への対応

- 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ① 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ② 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質による健康障害防止対策
- ② 石綿による健康障害防止対策
- ③ 受動喫煙防止対策
- ④ 電離放射線による健康障害防止対策
- ⑤ 粉じん障害防止対策

- 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組

- ① 労働災害防止団体等の活動の促進
- ② 関係行政機関との連携



12 治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

背景 治療と仕事の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】 がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】 仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】 糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と仕事の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】 従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

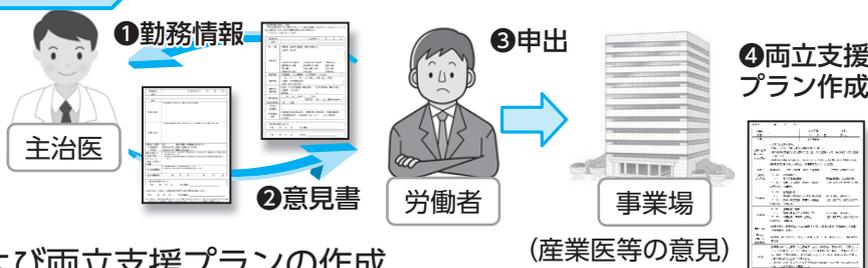
両立支援を行うための環境整備 日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方 産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



京都産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

京都産業保健総合支援センター（産保センター、電話075-212-2600）において、治療と仕事の両立支援のための復職（両立支援）コーディネーターを配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

「治療を受けながら働き続けることに不安を持っていませんか？」

労働者用



治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。
（両立支援の検討は、労働者の申出から始まります）

病気の治療をしながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。長期の治療が必要と診断されても、

- ・ 治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に！
- ・ 仕事をしながら治療を続けることが可能な時代に！

なりましたが、病気を理由に仕事を辞めてしまう方が、例えばがんの場合約34%もいます。

仕事を辞めるかどうか一人で悩んで離職してしまう前に、まず相談してみませんか？

がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、高次脳機能障害、難病、若年性認知症など、疾患を抱える方の治療と仕事のサポートを行っています。

相談先は裏面
（相談は無料です。）



患者さんの声（胃がん）
 復職の際、毎日の食事を6回に分けて取らなければならないことを心配していましたが、休憩時間を分けて取得させてもらうことができました。

患者さんの声（脳血管疾患）
 治療やリハビリのために1年半休職しました。復職の際は、1日数時間の勤務から始め、数週間後には半日勤務と徐々に勤務時間を長くしてもらうことができました。

患者さんの声（糖尿病）
要治療と診断された頃、仕事が忙しく、自覚症状もなかったので通院していませんでしたが、産業医に相談したところ定期的な通院を指示され、職場の配慮で通院が可能となりました。

京都府地域両立支援推進チーム
 両立支援の取組の連携を図り、疾患を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。
 （事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

相談先 A

職場の休暇制度等、労働条件について相談したい
～有給休暇・休職・勤務時間等について相談したい方～

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時(土曜は17時)
連合京都	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-154-052	平日 9時～18時
京都総評	京都市中京区壬生仙念町30-2	075-811-6770	平日 10時～18時
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	水曜 10時～16時(予約制)

相談先 B

治療を続けながら働き続けるための相談をしたい

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時～16時

相談先 C

療養生活上の悩みや不安について相談したい(疾病別)
～病気・症状についてだけでなく、なんでもご相談ください～

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
(がん) 京都府がん総合相談支援センター	京都市南区東九条下殿田町43 メルクリオ京都2階201号室	0120-078-394	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) 京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京都市左京区聖護院川原町54	075-366-7505	平日 9時～12時 13時半～16時
(がん) 京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京都市上京区梶井町465	075-251-5283	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) NPO法人京都ワーキング・サバイバー	京都市南区唐橋羅城門町38	http://www.kyoto-working.com	をご確認下さい
(若年性認知症) 京都府こころのケアセンター 若年性認知症支援チーム	宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院内	0774-32-5885	平日 9時～12時 13時～15時
(高次脳機能障害) 京都府リハビリテーション支援センター	京都市上京区梶井町465 京都府立医科大学内	075-221-2611	平日 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…北部) 京都府北部リハビリテーション支援センター	舞鶴市宇倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内	0773-75-7556	月・木 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…京都市民) 京都市高次脳機能障害者支援センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-823-1658	平日 8時半～12時 13時～16時
(難病) 京都府難病相談・支援センター	京都市中京区清水町375 ハートピア京都地下1階	075-229-7830	(予約制) 平日 9時～12時、13時～16時
(こころの健康相談…京都市民を除く) 京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-645-5155	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談…京都市民) 京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0874	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談) 日本産業カウンセラー協会京都事務所	京都市下京区月鉾町39-1	075-212-9100	(予約制) 毎15日 10時～17時



「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要？

① 働く世代で病気の人が多い！

- ・病気を理由に1か月以上休業している労働者がいる企業の割合はがんが21%、脳血管疾患が12%です。
- ・仕事を持ちながら、がんの治療で通院している人は、32.5万人

② がんは不治の病から長く付き合う病気に！

日本人の2人に1人が生涯に1度はがんになるといわれています。治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた病気も生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しています。

③ 病気になった人も仕事を続けたい！

病気になっても働き続けたいとする人は、92.5%もいます。生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいにもなります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？
辞められたら困る！



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

事業者(会社)のメリット

- ・貴重な人材資源の喪失が防げる
- ・継続的な人材の確保、人材の定着
- ・労働者のモチベーションの向上による労働生産性の維持・向上
- ・健康経営の実現
- ・多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ

働く人のメリット

- ・治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- ・治療を受けながら仕事が続けられる
- ・継続して収入が得られる
- ・仕事による社会貢献や自己実現
- ・安心感、モチベーションの向上



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者(国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等)で構成するチームです。

(事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課)

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

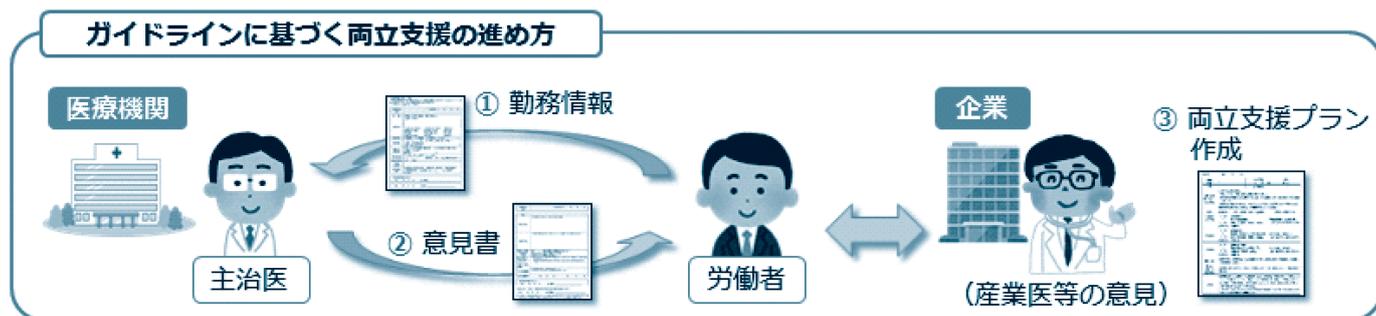
※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援・助成金についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時

ガイドラインに基づく両立支援の進め方



治療と仕事の助成金

（令和元年度から助成金の取扱窓口は、労働者健康安全機構となります。）

☆ 環境整備コース

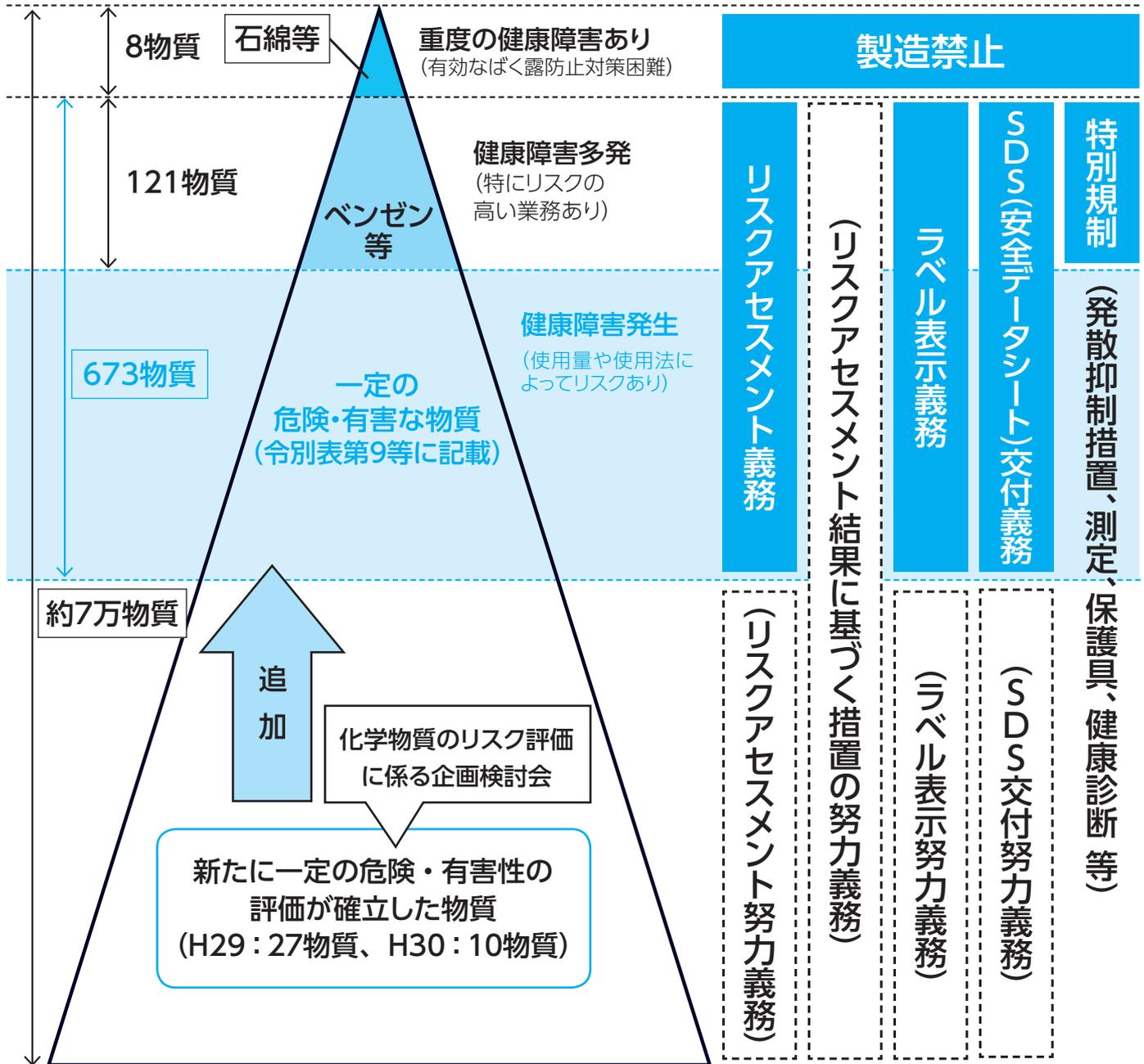
両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に適用。

☆ 制度活用コース

両立支援制度活用計画を作成し、計画に基づき両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に適用。

※ 詳細は独立行政法人労働者健康安全機構のホームページをご覧ください。

13 化学物質に係るラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの対象物質の拡大



注：「ほう酸」→「ほう酸及びそのナトリウム塩」となるなどにより、追加数がそのまま追加後の数に反映されるわけではありません。

化学物質に関する相談窓口：テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
 電話での相談受付は平日10：00～17：00（12：00～13：00を除く）です。
 TEL：050-5577-4862
 開設期間：平成31年4月1日～令和2年3月20日（土日祝日・年末年始を除く）
 Eメールでの相談も受付中です。E-mail：soudan@technohill.co.jp

14 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成27年12月1日施行

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

ストレスチェック制度の概要 (詳細：厚生労働省HPから「こころの耳」改正労働安全衛生法のポイントで検索！)

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

※従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。(改正労働安全衛生法附則第4条)

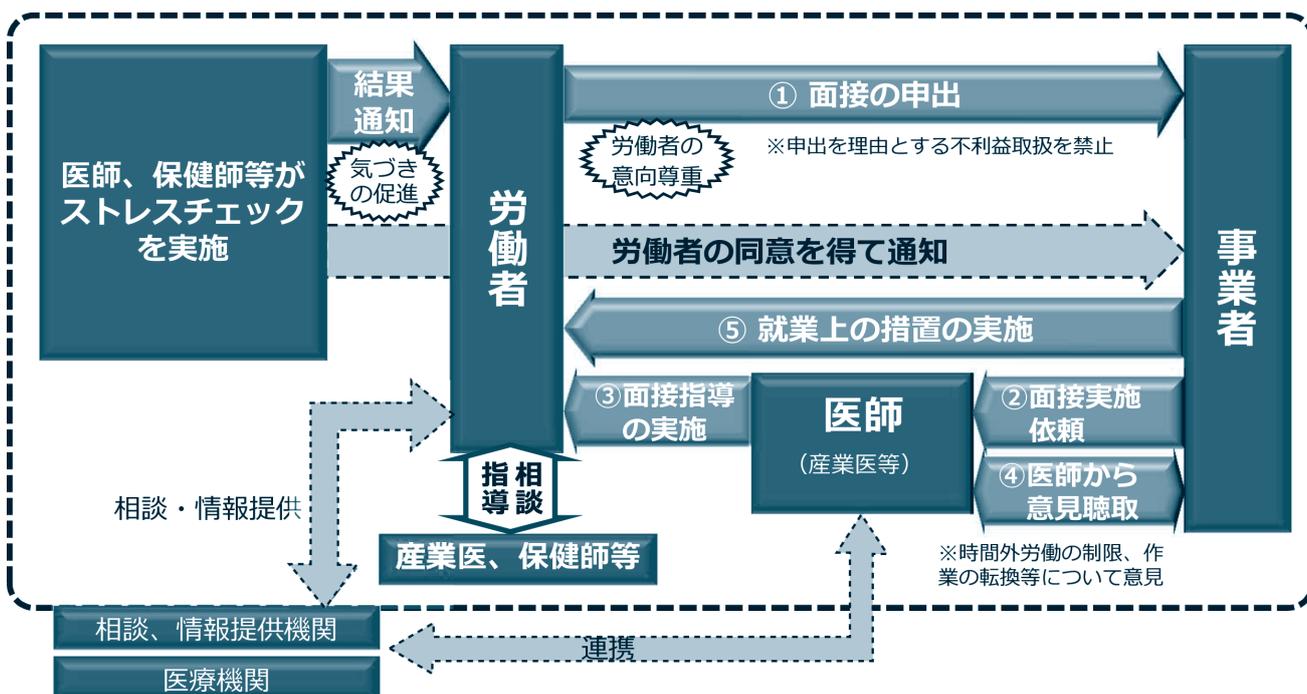
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



※ストレスチェック、面接指導等の実施状況は1年以内ごとに1回、定期的に所轄労働基準監督署に報告が必要です。ストレスチェック等を実施しなかった場合も、労働安全衛生法第100条及び労働安全衛生規則第52条の21の規定に基づき、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2）」（様式は厚生労働省HP掲載しています。）を所轄の労働基準監督署長に提出する義務がありますので、ご注意ください。

職場での『受動喫煙防止対策』に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

15 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「[受動喫煙防止対策助成金](#)」をご活用下さい。

詳しくは、厚生労働省のHPから「[受動喫煙防止対策助成金](#)」で検索！
「[受動喫煙防止対策助成金の手引き](#)」等を参照下さい。



対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります

業 種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	100人以下	3億円以下

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成金の概要

助成対象経費、助成率、限度額は次の通りです。なお、本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。

助成対象経費	助成率	限度額
一定の基準を満たす喫煙室の等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1 / 2（飲食店は2 / 3）	100万円

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成金対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修 ②指定たばこ専用喫煙室等の設置・改修 ③屋外喫煙所の設置・改修	60万円/m ²
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修（換気装置の設置など）	40万円/m ²

厚生労働省のHPから「[受動喫煙防止対策助成金](#)」で検索し、助成金の交付要綱、交付要領の規定書類等を確認の上、申請下さい。

(申請様式、申請の作成方法、申請のQ & A、規定書類等は、HPから閲覧下さい。)

京都府内の事業場の申請先：京都労働局雇用環境均等室 TEL 075-275-8087
技術的な事項等の問い合わせ先：京都労働局健康安全課 TEL 075-241-3216

16 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業



独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育 (ラインケア)
- 若年労働者向けメンタルヘルス教育 (セルフケア)
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 治療と仕事の両立支援
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口 (地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者の医師による面接指導
 - ・高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導 (医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒 604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL : 075-212-2600 FAX : 075-212-2700

ホームページアドレス : <http://www.kyotos.johas.go.jp>

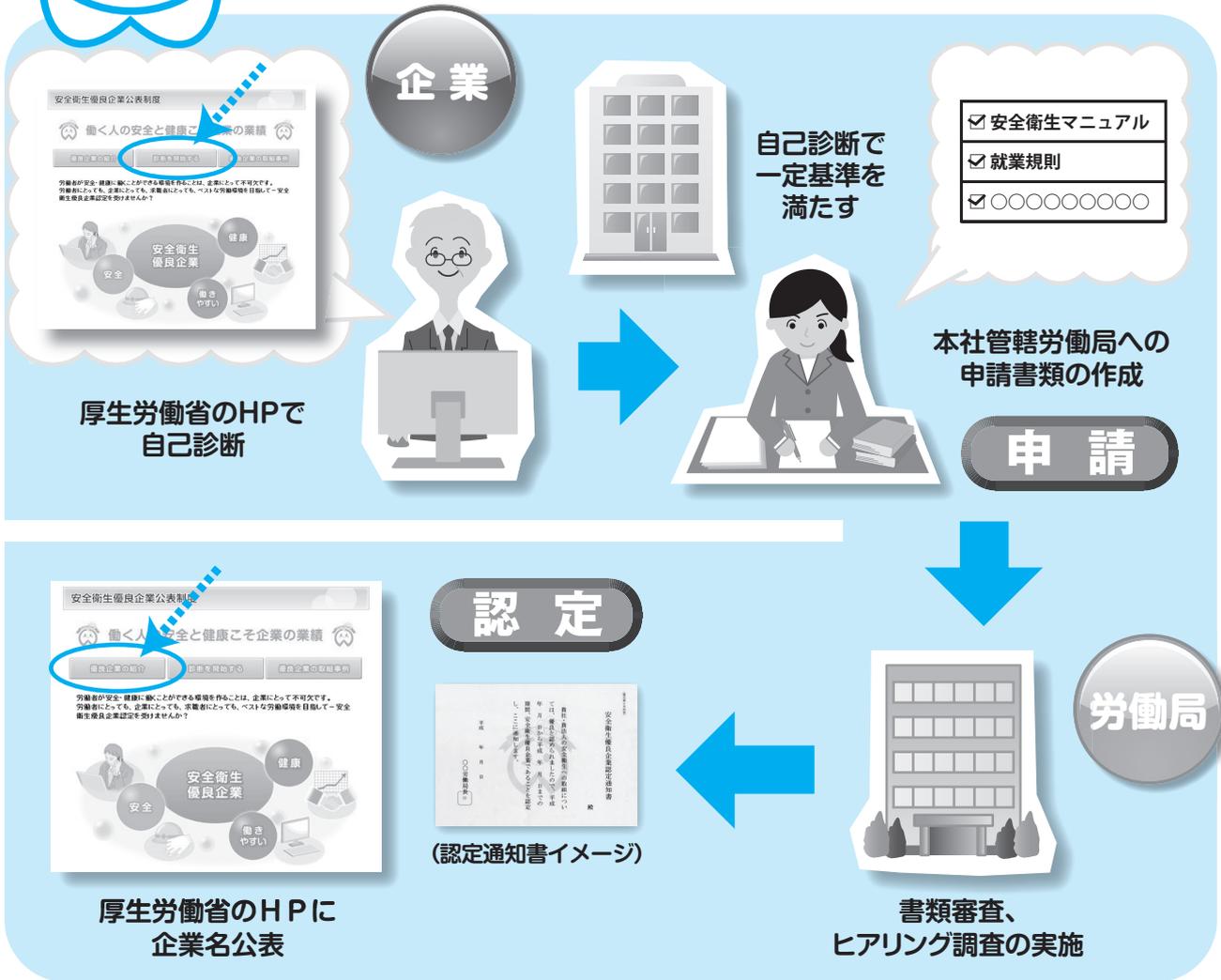


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし



申請の方法は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

- Q** どんな企業が申請できるのですか？
- A** 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q** 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？
- A** 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。
- Q** 認定期間は何年ですか？
- A** 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



- Q** 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？
- A** ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。
- Q** 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？
- A** 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

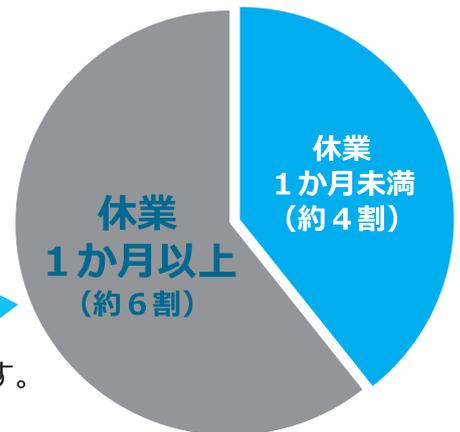
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

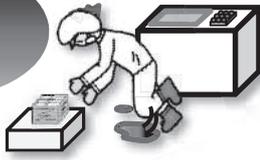
降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索